

# 公の施設の点検結果

点検実施

令和4年10月

## 1 施設の概要

① 施設名称	平井排水センタースポーツ広場		
② 施設種別	レクリエーション・スポーツ施設 [小分類] 競技場（野球場、テニスコート等）		
③ 担当課名	下水道施設管理課（東部）		
④ 開設年月日	昭和54年10月		
⑤ 所在地	岡山市中区平井五丁目1番49号		
⑥ 施設規模	敷地面積(m <sup>2</sup> )		
	構造/延床面積(m <sup>2</sup> )		
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	テニスコート1面、トイレ（大・小・手洗い） 684m <sup>2</sup>	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	[法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市下水道スポーツ広場条例
③ 条例に規定された設置目的	下水道関連施設を有効に活用することによって、市民にスポーツ及びレクリエーション活動の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、岡山市下水道スポーツ広場(以下「スポーツ広場」という。)を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・安価な使用料でスポーツを楽しみ、また健康増進を図る。 ・下水道関連施設への親近感の増進 市民に施設に来てもらうことにより、下水道処理施設を身近に感じてもらい、マイナスイメージを払拭し、公衆衛生の向上や、公共用水域の水質保全に寄与していることを認識してもらう。
⑤ 設置目的の達成状況	施設利用者数は、コロナ禍の影響により、減少傾向であるが、下水道関連施設への親近感の増進等は概ね達成できている。

## 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日	土日曜・祝日を除く			
③ 開館時間	8:30~17:30			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	2,152人		
	令和2年度	1,816人		
	令和3年度	1,425人		

⑤ 主な利用者	市民(団体含)
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	100	95	136	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		100	95	136	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	0	0	0	0
		事務費等	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0
	直接経費	維持管理費	388	669	578	0
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	388	669	578	0
	支出合計		388	669	578	0
収支差額		-288	-574	-442	0	

(備考)テニスコートの水道料金については、平井排水センターの光熱水費に含まれるので、按分は不可

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計						
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計					
	事業費					
その他						
支出合計						
収支差額						

## 5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

## 6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	<p>必要性あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道関連施設への親近感の増進</li> </ul> <p>市民に施設に来てもらうことにより、下水道処理施設を身近に感じてもらい、マイナスイメージを払拭し、公衆衛生の向上や、公共用水域の水質保全に寄与していることを認識してもらうため。</p>
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	<p>直営</p> <p>⑥民間活用によるメリットが見込まれない。 下水道施設に付帯した施設であり、保守点検・修繕等は下水道施設運営の本来業務と一体となっているため。</p>
③ 指定管理者とする場合の選定方法	
<p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日</p> <p>(指定管理期間： 年)</p>